医用電気機器―第２―60部：歯科器械の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項　T 80601―２―60

医用電気機器―第２―61部：パルスオキシメータの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項　T 80601―２―61

２．改正された日本工業規格

医用電気機器―第２―２部：電気手術器（電気メス）及びその附属品の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項　T 0601―２―２

医用電気機器―第２―25部：心電計の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項　T 0601―２―25

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室においても閲覧に供する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間718円」を「１時間733円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間777円」を「１時間798円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

東京労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間869円」を「１時間888円」に改める。

神奈川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

神奈川労働局長　水野　知親

第４号中「１時間868円」を「１時間887円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

富山労働局長　吉田　研一

第４号中「１時間712円」を「１時間728円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

山梨労働局長　三浦　宏二

第４号中「１時間706円」を「１時間721円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

長野労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間713円」を「１時間728円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

愛知労働局長　藤澤　勝博

第４号中「１時間780円」を「１時間800円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間737円」を「１時間753円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間761円」を「１時間776円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

広島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間733円」を「１時間750円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

山口労働局長　山口　　晃

第４号中「１時間701円」を「１時間715円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

徳島労働局長　樋野　浩平

第４号中「１時間666円」を「１時間679円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和55年香川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月１日

香川労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間686円」を「１時間702円」に改める。